

**シンポジウム**  
**みんなで考えよう。セーフティネット貸付**  
**- 生活福祉資金貸付の現状と課題及びセーフティネット貸付のあるべきかたち -**  
**実施報告書**

2011年(平成23年)2月24日(木) 18:00~20:00

弁護士会館17階1701会議室

主催 日本弁護士連合会

後援 厚生労働省 金融庁 消費者庁

《進 行 次 第》

(1) 基調報告(18:05~18:15)

村上 晃 弁護士(貧困問題対策本部事務局員)

(2) 貸金利用者に関するアンケート報告(18:15~18:25)

櫻井 秀和 氏(金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室企画調整官)

(3) 生活福祉資金貸付制度の現状報告(18:25~18:35)

荒川 英雄 氏(厚生労働省社会・援護局地域福祉課課長補佐)

(4) パネルディスカッション(18:35~19:50)

パネリスト

荒川 英雄 氏(同上)

山屋 理恵 氏(盛岡市消費生活センター相談員)

真田 政稔 氏(大阪府社会福祉協議会福祉資金部部長)

佐藤 順子 氏(佛教大学福祉教育開発センター講師)

日下 健二 氏(広島つくしの会(クレジット・サラ金被害者の会))

コーディネーター

新里 宏二 弁護士(貧困問題対策本部主査理事)



## シンポジウム

### みんなで考えよう。セーフティネット貸付

- 生活福祉資金貸付の現状と課題及びセーフティネット貸付のあるべきかたち -

2011年(平成23年)2月24日(木)18時00分~20時00分

弁護士会館17階1701会議室

司会 佐々木育子弁護士(日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会委員)

(司会) 「みんなで考えよう。セーフティネット貸付 - 現状と課題及びセーフティネット貸付のあるべきかたち - 」に多数ご参加いただきまして誠にありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます弁護士佐々木育子と申します。よろしくお願いいたします。

それではまず開会にあたりまして、日弁連副会長金子武嗣さんより、開会のご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

開会挨拶 金子武嗣弁護士(日弁連副会長)

(金子副会長) 皆さん、こんばんは。ご紹介いただきました副会長の金子でございます。

2010年6月18日、改正貸金業法が完全施行されました。ご承知のとおり、金利引き下げと総量規制などがされまして、過剰貸付についてはようやくストップがかかったということで、日弁連も本当に喜んでおりますけれども、そのときに言われましたのは、総量規制はいいけれども、受け皿はどうするんだということでございました。セーフティネット貸付の必要性というのが問われました。

日弁連は、完全施行の1年前、2009年6月18日に改正貸金業法の早期完全施行に向けたセーフティネット貸付の充実を求める意見書というある意味では重要な意見書を出させていただきました。

国、関係機関に対しまして、セーフティネット貸付の充実を求める、その中で生活福祉資金の貸付制度の積極的活用を図るための抜本的改正、なかなか難しいですけれども、そういう制度の対象とならない資金利用者に対する新たな制度仕組みをつくってくれということで国にいろいろ申し上げました。貸金業法が施行されて8か月経ちました。国は、日弁連の意図も踏まえていただきまして、生活福祉資金の貸付制度につきましては、連帯保証人がなくても貸付を受けられることを認めていただくなど、一定の評価、私たちも評価しておりますけれども、そういうふうな運用の改善についての改正を行っていただきましたけれども、いまだ改正の不十分な点、そして不適切な運用の改善がなされていないなどという問題点が少なくございません。

そこで、本日は施行後の状況を踏まえまして、みんなで考えようセーフティネット貸付として、生活福祉資金貸付の現状と課題、そしてセーフティネット貸付のあるべきかたちを論じたいと思っております。日弁連は既に、この資料の65ページ以下を見ていただくとわかりますけれども、2月17日に、セーフティネット貸付のさらなる充実を求める意見書というものを発表しております。

本日は、厚労省、金融庁からも、そして現実に貸付に携わっておられる社協からも、また借りる側、相談者の側からも様々な人たちに来ていただいております。議論を深めたいという姿勢を追求していきたい。これがいい機会になればと思っております。今日はよろしくご議論をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(司会) それでは次に、日弁連貧困問題対策本部事務局員であります村上晃さんより、基調報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 基調報告 村上晃弁護士(日弁連貧困問題対策本部事務局員)

(村上) 皆さん、こんばんは。村上でございます。私の資料でございますが、1ページ目でございます基調報告書でございます。これをご参照いただきながらお聞きいただきたいと思っております。

さて、先ほど、金子副会長のほうで65ページ以下の2月17日付の「セーフティネット貸付制度のさらなる充実を求める意見書」について、ご説明がありましたけれども、この意見書を出すに至りました経緯も含めてご報告を申し上げたいと思っております。順次この1ページ目のペーパーに沿ってお話を申し上げます。

まず、このセーフティネット貸付をめぐる背景事情というものについて、若干総括をしてみたいと思っております。今もお話ございましたように、昨年6月18日に改正貸金業法の完全施行がございまして、いわゆる総量規制、年収の3分の1規制というものが入りました。その際、これまで消費者金融、あるいは信販会社からの借入を受けていた人が概ね1,500万人、それからいわゆる事故情報、異動情報と申しますけれども、ブラックリストに載っている方が概ね400万人を超える。それからクレジットのキャッシングの関係では総量規制、3分の1規制によりまして、大手で220万人の方に何らかの貸付制限がなされたというようなことがございました。

また、このセーフティネット貸付をめぐる背景事情として貧困の問題があります。典型的には貯蓄なし世帯が全世帯の480万世帯のうち229万世帯、何らかの事情で一時的な資金需要が生じた場合には、全く手元の金では間に合わないという世帯です。それから経済苦によった自殺者もおお8,000人近く発生しております。それから、ご承知の方も多いと思っておりますけれども、昨年の事業仕分けにおきまして、いわゆる年金担保融資については、廃止の方向が出たわけですが、依然として受け皿がないという状況で現在も続いているという状況があります。

これまでのセーフティネット貸付に関する経緯を見てみましょう。そもそもこの問題が顕著に取り上げられましたのは、2007年の政府の多重債務対策本部におきまして、多重債務問題改善プログラムというものが策定されました。この中に4本柱の1つとして、当時セーフティネットの貸付の充実というものがうたわれたわけでございます。

つまり、これまでのように消費者金融から借りるということではなくて、低利で借りられる制度というものをつくろうと。具体的には当時ありましたのは、顔の見える融資ということで、丁寧な事業聴取、具体的な解決方法の相談、事業のモニタリングの前提として返済能力が見込まれ、問題解決に資する場合に限ってという条件付きで考えていったわけでありまして。具体的にはその担い手として当時、今回議論をいたします生活資金貸付制度、社協、それから信金・信組・労金・生協等が挙げられていたわけでありまして。当時は、この対象者については、低所得の方、低所得なだけけれども、一時的な資金需要が生じた場合、あるいは一定程度の収入があるだけけれども、ブラックリストに載っているがために、一時的な資金需要に応じられない場合。一方、失業者をはじめとした生活困窮者に対しては、返済能力がないわけですので、そもそも貸付ではなくて、生活保護を中心とした給付型のセーフティネットが優先されるべきというモデルでやったわけです。

当時具体的には、今申し上げたとおり、社協がやっております生活資金貸付制度、それから、母子寡婦福祉資金貸付制度、それから自治体のいわゆる低金利融資制度、それから地域における取組として生協、自治体、宮城県の栗原市でございますけれども、そのような取組があったわけでございます。それから労金の一部の取組もありました。

当初はこういうモデル案だったんですが、これがリーマンショックのため、2008年の秋以降、様変わりを行いました。具体的には、それを契機として離職者対策、失業者対策としての第2のセーフティネットというものを政府が考えまして、その中に、総合支援資金というものをつくったわけでございますが、つまり、この生活資金貸付制度の中に、本来の消費者金融に代わる貸付であるところのセーフティネットの分野と、離職者対策としての総合支援資金という、いわば少し異質のものが2つ入り込んできたというのが、この2009年10月以降の制度改正に至っています。

もちろんその中では、連帯保証人要件の事実上の撤廃とか、金利の引き下げとか、貸付需要に対するメニューの追加等、諸々ございましたけれども、先ほど申しましたように、本来のセーフティネット貸付の問題と、離職者対策としてのものが入ってきたという状況がございました。

現在の状況ですけれども、詳しいことはこの後、厚生労働省、それから社協のご担当の方からご報告がございまして、そちらに譲りますが、今の状況というのは、離職者対策としての総合支援資金のところは、非常に多くの貸付実績を占めております。もちろんこの間の連帯保証人要件の撤廃等の要件の緩和によりまして、その他のいわゆる福祉資金等についても、貸付需要が飛躍的に伸びております。しかし、現状を見ますと、

失業者に対して、今度はなかなか返済は難しいわけですが、なかなか返ってこないであろうということがわかっていながら、貸付を行っている反面、本当に貸付がきちんとできてフォローができれば、生活が再建できている場合であったとしても、なかなか要件にあてはまらない等の理由をもって貸し付けられないという状況が生じているというのが現状ではなかろうかと思えます。

それから、先ほどご紹介した地域の取組、生協等々の取組でございますが、公的な資金がなかなか入っていない状況の中で独自の貸付資金によって孤軍奮闘をまさにされているという状況。しかし、これについては、その役割というのが非常に大きなことでございまして、公的な、国や自治体からの資金の支援というものが必要であろうというふうに考えます。

最終的に、このセーフティネット貸付のシンポジウムで皆さんに考えていただくことですが、改めてこの段階でセーフティネット貸付とは何と何を考えていただく。当初は、冒頭にいいましたように、消費者金融に代わる低利に貸付を受けられるというものだったわけですが、ここに来て、各窓口のところには、およそ貸し付けたくても貸し付けられない人が相当に流れ込んでいる状況がある。そういう中で、セーフティネットでありながら貸付とは一体何なのかということをもう一度考え直す必要があるだろうというふうに考えます。

結論的なことを申しますけれども、このセーフティネット貸付と言えるためには、何よりも生活支援体制、相談体制というものがなくしてはできない。貸付というものは、貸付が目的ではなくて、生活再建の1つのツールというふうに考えるべきではなかろうか。何よりも重要なのは、生活再建のための相談体制であり、支援体制であるというふうに考えるべきである。したがって、今日ご議論をいただく貸付制度の使い勝手をよくしたいということもございしますが、併せてその前提として相談体制、支援体制の充実、これが不可欠なんだと、これをどうつくっていくのか。各種の団体や自治体とどういう連携をつくっていくのかということこれから議論いただくことになります。

最後に、若干65ページの意見書の項目だけ簡単にご説明申し上げますけれども、今の趣旨から、まず65ページの意見の趣旨の冒頭ですが、第1のところは、相談支援体制をやはり充実させるべきである。現在も一定の資金というものは出ておりますけれども、これが恒常的なものには必ずしもなっていない。さらなる充実、相談態勢の充実を図らなければならない。さらには実際に地域においてこのセーフティネット貸付が実現しているところについては、この社協の取組というものを併せて連携してできるような形で要綱改正をすべきであろうと。さらには多重債務者についても排除されないように明記すること。緊急小口資金についても条件を緩和すること。就業資金についてはさらに利用しやすくすること。それから申し込みの際には書類の提出を求めないようなこと。さらに貸付対象の拡大を図ること。そして、諸々の問題について検討する機会を設けるべきであろうということが意見書の終わりに書いてございます。

駆け足でございましたけれども、今日のこれからのパネルディスカッションの入口として、私のほうから基調報告申し上げました。ありがとうございました。

(司会) どうもありがとうございました。それでは続きまして、金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室企画調整官であります櫻井秀和さんより、平成22年12月21日より実施された改正貸金業法完全実施後の利用者の影響調査について、ご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

### 貸金利用者に関するアンケート報告

櫻井秀和氏（金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室企画調整官）

(櫻井) 皆さん、こんばんは。金融庁信用制度参事官室で企画調整官をしております櫻井と申します。本日はこのような説明の場を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは早速始めさせていただきたいと思います。この資料は昨年12月21日に公表しました。目的は、貸金業を利用する事業者、これは個人事業主も含まれますが、における改正貸金業法完全施行後の影響を調べるものです。調査対象ですが、中小企業団体、具体的には日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、そして全国商店街振興組合連合会の会員の事業者という形で、これら会議所等の協力を得まして調査を実施しております。やはり個人事業主も含めた形で事業者をとらえるというのはなかなか難しいのですが、商工会議所等にご協力いただいて、それなりの数を集めております。

全回答事業者数が2,004あり、その結果、属性は、法人格を見ますと、株式会社が43%、有限会社が15%、個人事業主は2%です。

「その他」とありますが、この「その他」には、協同組合があり、また無記載という形で回答をいただけなかったところもあります。

従業員数ですが、一番多いのは5名未満で57%。それから5名から20名が26%となっております。

営業年数ですが、こちらは大体11年以上の方が85%。それから業種は結構分かれています。多いのは建設業、製造業、小売業、それから宿泊、飲食サービス業です。また「その他」というところがありますが、こちらは先ほど申し上げたとおり無記載も含まれております。

回答のあった全事業者のうち、実際に貸金業を利用している方というのは、274事業者でした。これをパーセントにしますと大体14%です。

したがって、多くの方は貸金業というものを利用したことがないという結果です。この貸金業の利用経験のある274事業者の属性を見ますと、株式会社が31%、有限会社が16%、個人事業主は4%であり、こちらは先ほど2%でしたので若干増えています。

ます。それから従業員数は、5名未満の方が71%。それから営業年数は、11年以上が79%、5年から10年が11%となっています。業種ですが、多いところは小売業、先ほどより若干増えまして29%。宿泊・飲食サービス業も増えておりまして16%という数字になっています。

貸金業者からの借入の影響及びその内容ですが、1つ目のマルをご覧くださいますと、貸金業者の利用経験のある274事業者の内、借入れについて、完全施行の影響は特に受けていない、必要な資金の借入れには影響していない、こういう方たちは合わせて194事業者。パーセントにしますと約71%の方が影響を受けていないと回答しています。

では、残りの分ですけれども、借入が十分できなくなるとか、また全くできなかったという方々は、それぞれ大体18%、11%となっています。

その貸金業者から借入ができなかった方の資金繰り、これはどうしたのかというところですが、下の円グラフを見ていただくと、預貯金等の自分の財産の取り崩しをした方が、約6割ぐらい。それから親類とか友人といった借入等ができる方から援助を受けて対応した方が50%という状況で、あと、銀行、信用金庫、信用組合から借り入れている人は20%となっています。

ただ、ここで1点、気になる数字がございまして、このグラフの左側の上の方になりますが、クレジットカード現金化業者からの借入。これが5事業者で6%。それからヤミ金から借入。3事業者で4%。非常に少ないんですけど、注意していかなければいけないところです。

次は、消費・取引先への影響、事業者の経営相談先ということですが、左の棒グラフのところ、改正貸金業法の消費、取引先についての影響を2,004事業者に聞いています。消費で影響を受けている方が3%、受けていない方が97%。取引先で影響を受けたという方が1%、受けていない方が99%。

また、右側のグラフですけれど、こちらは資金繰り以外も含めて貸金業者からの借入に関して困った際に、経営相談をした相手先を複数回答で答えてもらいました。こちらは274事業者というのが母数になっています。商工会、商工会議所等に相談をした方が62%が一番多いわけですが、また、銀行、信用金庫、信用組合といった金融機関に相談した方が43%、公的金融機関が10%で、税理士・公認会計士・中小企業診断士が18%、ちょっと少ないんですけど、弁護士・弁護士会さんは4%という状況になっています。

以上が事業者の改正貸金業法の影響の調査結果になります。この事業者の調査の他にも個人の利用者の調査もしておりまして、こちらはお手元の資料の13ページ目をご覧くださいと思います。要点だけかいつまんでご説明したいと思います。13ページ目の囲みの中ですけれども、3年以内の借入経験者のうち、改正貸金業法完全施行後、貸金業者に借入申込みをした方というのは55.2%。そのうち希望どおりの金額で借

入できた方が69.7%、すなわち7割の方が改正貸金業法完全施行後に希望どおりの金額で借入できているという結果になっています。

また、2つ目の ですけども、希望どおり借入できなかったときの対応ですが、どうしたかといいますと、支出を控えた、諦めたという方が最も多くて56.9%。銀行のカードローンからの借入を行ったという方が11.8%。次に、また気になる数字なんですけど、ヤミ金を利用してしまったという方が、0.3%。クレジットカードの現金化が3.2%。

当然ここの数字は気になるところでございますので、金融庁としましては、引き続きヤミ金やクレジットカードの現金化を利用しないように呼びかける、また、相談窓口を全国都道府県、市町村等や財務局にも設けておりますので、そういったところにぜひ相談されるように呼びかけていきたいと考えております。

駆け足でございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会) どうもありがとうございました。それでは次に、厚生労働省社会・援護局地域福祉課課長補佐であります荒川英雄さんより生活福祉資金貸付制度の状況について、ご報告頂きます。よろしくお願いいたします。

### 生活福祉資金貸付制度の現状報告

荒川英雄氏(厚生労働省社会・援護局地域福祉課課長補佐)

(荒川) はじめまして。厚生労働省社会・援護局地域福祉課で課長補佐を拝命しております荒川と申します。時間10分ということで、ちょっと急ぎ足になると思いますが、私も生活福祉資金の貸付担当者ということで招聘されておりますので、資料26ページをご案内させていただきたいと思っております。生活福祉資金というなじみのない方もいらっしゃると思いますが、昭和30年から始まった制度でございますが、戦前から実はローカルな場面ではございました。もともと民生委員、今も23万人、皆さんの身近で福祉の相談員役をされております民生委員と生活福祉資金は一对という整理ですと行ってきた制度でございます。当時は自営業者が前提でございましたので、自立更生、いわゆる返済することによってもう一回再生していきましょうよと。いわゆる支援ツールの一環として生まれたというのが制度初期の目的でございます。

ちょっと中段にございますが、貸付資金の種類ということでございますが、例えば2つ目のポツにあります福祉資金であるならば、障害者が改造自動車を購入する場合に、一時的にお金が必要だということであるならば、例えば福祉資金。卒業クライシスの問題が間近にございましたので、記憶にあると思うのですが、親のリストラによって高校卒業を諦めざるを得ないというような家庭を救済するために、昔は就学資金と言っておりましたが、教育支援資金。お子様にわれわれが大学行くときにいわゆるローン使った

ような形でございますが、そうしたものの。あと、リバースモーゲージと申しまして不動産、いわゆるストックをフロー化するための1つのツールもございます。

今日招聘されたのは、一番上の総合支援資金というものでございまして、21年の10月から行ってございます。平成21年正月に宇都宮さん、湯浅さんが指揮する派遣村騒動が起こりまして、私もまだ当時は在籍しておりませんでした。そのときの問題点を踏まえた形でできたものが総合支援資金であると。

一方、先ほど金融庁からもございましたが多重債務問題というものもあいまった形でこの総合支援資金ができた。この総合支援資金というのは、稼働年齢層、つまり働ける者が対象になりますので、目的は自立支援。先ほどは働けない、いわゆる高齢者だとか障害者、傷病者が対象になりますので、稼働能力を求めても限界がございますので、その方々には自立更生、この総合支援資金は自立支援という目的を持たせた形でスタートをしております。予算は21年度の一時補正の中で702億円、そして22年度の補正予算で500億積んでございまして、都合1,200億というファンドが投入されて、現在に至っております。

ここにいわゆる住宅手当、ホームレス支援、あと湯浅さんが当時主張してございました、例えば生活保護の適用ですと、ミーンズテストをしっかりと行うために約1か月かかるわけです。その間にいわゆる再生は困難だということで、いわゆる生活保護の支給決定までのつなぎとして、ここには書いてございませんが、つなぎ資金と、いわゆる10万円を貸し付けるのですが、実質給付でもいいとわれわれ当時申し上げたのですが、そうした制度もつくっております。

10分でございますので、限られてございますが、20ページ、ちょっとご案内させていただきます。いわゆる今ご説明した総合支援資金と臨時特例つなぎ資金の貸付状況、先ほど言いました10万円の話でございますが、それを時系列的に進捗状況を示したものでございます。ちょっと時点が古くて申し訳ございませんが、これは直近でございますが、去年の12月現在、約1,600余名の方々が総合支援資金、400名弱の方が10万円のつなぎ資金を借り入れているという状況でございます。ここにございますように、これは毎月貸し付けますので、いわゆる貸付決定額でございますが、総合支援資金には338億、つなぎ資金については10億ということで貸し付けられてございます。

そして、そんな状況でございますが、先ほど村上さんのご指摘にもございましたが、やはり総合相談、入口をいわゆる一本化することが重要でございます。いわゆる縦割り行政になってございますので、縦割り行政の弊害と言われつつも、なかなか改善されてございませんが、やはり私は医療を中心に考えると一番ベストかなと思うんですけれども、やっぱり医療の現場だとやはりチーム医療というのは定着しつつあります。ですから、例えば福祉事務所の相談機能としても、保護の実施機関の福祉事務所の機能と、あと5法、老人福祉、障害福祉、児童福祉、こうした5法の担当ケース、つまり相談窓口があるわけでございますが、なかなか機能されていないと。

片や、消費者行政みたいなサイドの住民相談を行っているわけですので、今夜実はNHKの教育テレビの中で、富士宮の例が取り上げられます。再放送でございまして、先週見られた方もご案内かもしれませんが、もう一度再放送で本日放映されてございます。

その中に、消費者行政みたいな相談も一体化となった新たな相談窓口というものが、皆さん方のお住まいの自治体に、身近なところに設置されると相談しやすくなるのではないかという問題が一点と、22ページにございますものは、予算の関係でございしますが、22年度が約100億積んでございます。この事業は何かと言いますと、元々はホームレスの支援事業でございします。ホームレスというと、やはり言葉が一人歩きしますので、野宿生活者、路上生活者を救済するという見方があるわけですが、この問題を23ページと合わせて見ていただくとわかると思うのですが、新旧でつくってございしますが、旧来は路上生活者を右側にあるような、例えばニートだとか、ネットカフェ難民、あるいは身近な問題としてDVだとか、あと認知症の高齢者の迷子の問題、こういった問題も万般に対応できるものを構築してございます。これを100億積んでございますので、何かこれを使った形で自立支援の方策として使っていくと。ただ、金融機関がいわゆる借金を返すだけの目的で追っかけるだけではなくて、お金は返していただくことはもちろんでございしますが、従来申し上げているように自立支援に置いてございしますので、いわゆる自立支援中、あるいは自立後もある程度サポートしていかないと、どうしても戻ってしまうわけです。そうしたことをこれから考えていきたいと思っておりますので、皆さんの忌憚のないご意見を今後ともお願いしたいと思っております。

何を申しておりますかといひますのは、6月18日というのは改正貸金業法の話も出ましたが、いわゆる新しい公共が打ち出されているわけですし、23日には地域主権の戦略大綱というものが打ち出されてございます。また、今は税と社会保障の問題で、現実問題として消費税の議論も行われている。給付付き税額控除ができるのであるならば、生活保護の話も、生活福祉資金の話もお役ご免となるわけですが、それもなかなか難しいわけですので、やはりこうしたものを活用しながら、国民総意の中で考えていくと。いずれシンポジウムの中で言われると思っておりますので、あえて申し上げますと、やはりこれはもともと地域コミュニティの中で解決する問題でございしますので、その中に行政が責任をもってやるのであるならば、いろんな三角地帯、今日は生協の皆さん方もご会場に来られておりますが、社会福祉協議会のみならず、あらゆる主体の参画というものも1つの選択肢になるのではないかということ、次のシンポジウムにつなげまして、私の報告のほうはこれにて終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(司会) どうもありがとうございました。それではパネルディスカッションに入ります。パネリストの皆様、前のほうのお席のほうにどうぞお移りください。

## パネルディスカッション

### パネリスト

荒川英雄氏（同上）

山屋理恵氏（盛岡市消費生活センター相談員）

真田政稔氏（大阪府社会福祉協議会福祉資金部部长）

佐藤順子氏（佛教大学福祉教育開発センター講師）

日下健二氏（広島つくしの会（クレジット・サラ金被害者の会））

コーディネーター

新里宏二弁護士（日弁連貧困問題対策本部主査理事）

（司会） それではパネリストの方をご紹介します。先ほど、ご報告いただきました厚生労働省社会・援護局地域福祉課課長補佐であります荒川英雄さんです。

続きまして、盛岡市消費生活センター相談員であります山屋理恵さんです。

大阪府社会福祉協議会福祉資金部部长であります真田政稔さんです。

佛教大学福祉教育開発センター講師であります佐藤順子さんです。

広島つくしの会クレジット・サラ金被害者の会事務局長であります日下健二さんです。

本日、コーディネーターを務めさせていただきますのが、日弁連貧困問題対策本部主査理事であります新里宏二さんです。よろしくお願いします。

それでは、ここで司会はコーディネーターにバトンタッチいたします。新里さん、よろしくお願いします。

（新里） 今ご紹介いただいた新里です。座って、後ろの方見えますか。座ってお話しさせていただきます。後ろまで詰まっています、多くの方お集まりいただきありがとうございます。実は、私の肩書きが、貧困問題対策本部主査理事という格好になっていますけれども、私自身は、日弁連の中に上限金利引き下げ実現本部、いわゆる貸金法の改正を担ったときの本部がございまして、その事務局長を務めさせていただいて、法改正後は、多重債務対策本部というふうに名前を変えまして、その事務局長を務めておりました。昨年6月18日に完全施行をしたということで、多重債務対策本部が解散をしたということでございます。私自身は今仙台弁護士会の会長を3月末日まで務めておるといような状況ですけれども、ずっとこの多重債務問題を取り組んできたということもありまして、今日コーディネーターを務めさせていただいております。

はじめにあまり長く言うとあれですけれども、今日、金融庁さんのほうから実態調査の報告をいただいて、マスコミ等ではヤミ金が大変跋扈している。それから、クレジットで商品を現金化して大きなトラブルになっている。これについては消費者庁が啓発をするような案内をしておりますけれども、そういう事実はあるということでご報告いただきましたけれども、ヤミ金の関係からすると、マスコミ報道等の大きなところまではいっていないのではないのかなということで、実態調査の関係では少し安心したところで

ございます。

まずは、そうするとセーフティネットの貸付。今日皆さんの資料の中で、みんなで考えよう。セーフティネット貸付ということで、まずは社会福祉協議会での貸付制度が、保証人がなくても借りられるような仕組みになったよということで、まずその実態のところ現場で活動されている真田さんのほうから、ご報告をいただくということから始めたいと思っております。限られた時間ですので、もう一度パネリストの方、発言のチャンスがございますので、2度ぐらいに分けるつもりでお話しいただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

(真田) こんにちは。大阪府社会福祉協議会資金部の真田でございます。私のほうからは、資料54ページになります。生活福祉資金、特に総合支援資金の現状、現場での現状と課題といったところをお話しさせていただきます。

先ほど、生活福祉資金、総合支援資金の概要につきましては、荒川補佐のほうからご紹介いただきましたので、早速に制度改正後の状況をまずお話をさせていただきます。55ページのほうに、21年10月から制度改正がありましたので、19年、20年、21年度ということで並べておりますが、生活福祉資金、総合支援資金以外の福祉資金、教育支援資金、あと不動産担保がありますが、それはちょっと別として、福祉資金と教育支援資金の伸びで見まして、これは大阪の数字ですけれども、20年までの1,100あるいは1,200という数字から、平成21年度は2,000件ということになっております。平成21年10月の制度改正で、連帯保証人要件緩和等によりまして、件数のほうが増えております。

下の総合支援資金のほうですけれども、21年9月末までは離職者支援資金ということで、平成13年度から離職者支援、失業者向けの貸付というのは、制度改正前からしていたんですけれども、21年9月の制度改正以降、20年度878件が平成21年度4,433件ということに急増しているというところでございます。

もう少し細かく見ますと、56ページ、22年度になってどういう状況になっているかということでございますが、上のほうが大阪府の状況でございます。下のほうに全国の推移を載せておりますが、比較する形で大阪府も載せております。22年1月、2月、3月、このあたり貸付の決定者の数でいきますと、600を超えるような数字になっています。4月、5月、6月、このあたりも500近い数が出ているんですけれども、秋ぐらいから少し落ち着いてきているというような状況にあります。ただ、これでも、離職者支援資金のときに、月に大体100件程度、これもリーマンショックがあった以降、それまでの約2倍ぐらいの数になっていたわけなんですけれども、次に100件程度が一時期5倍、6倍、それが今でも落ち着いたとはいえ、2倍ぐらいの決定者の数。相談者からしますと、これの何倍にもなるわけですけれども、といったような数の件数が来ているということです。

貸付決定の金額で申しましても、この間57億。これ、総合支援資金、大阪府の社会

福祉協議会では、当初貸付の最初は6か月で契約をさせていただいているので、決定のベースではこういった額になっていますが、実際6か月では仕事が決まらなかったということであれば、延長ということもありますので、平均しますと9か月ぐらい貸付しているのですが、送金ベースではこれよりもまだ多くなっているような状況にあります。途中で仕事が決まったのでということで貸付を終わられるケースもあります。

右の57ページ、上のほうは、それをグラフにしたものです。全国と同じような形で大阪府のほうも推移しているというところです。下に、生活福祉資金の償還率というものも載せていますが、20年度、21年度と、下のほうが失業者向けのものでございまして、離職者支援資金のものです。総合支援資金の償還というのはこれから始まっていきますので、まだ数字としては出てきていませんが、これは当年度での償還計画に対する償還実績ということで表しているものです。

貸付の状況というのは、数字ではそういうことになっておりまして、レジュメのほうですね、54ページのほうに戻っていただきますと、これだけ貸付の件数が増大してきている要因と、それだけ急増したことによる影響ということで記しています。これだけ急増した1つの要因としては、もともと失業者に対する貸付というものはあったわけなんですけれども、失業者ということに加えて、住宅手当、家賃を補助するという自治体のほうでの事業ですが、それとのセットで住居のない方、あるいは住居を失うおそれのある方、家賃滞納分に対しての貸付ということもできるようになりましたので、そういった方々も貸付の対象になってきた。貸付の対象者が広がったということと、連帯保証人要件の緩和というのが、これが大きいというふうに思っているのですが、原則は必要ということには変わらないのですが、なくても借りられるようになったと。実際、現場では、95%ぐらいは連帯保証人さんなしでの貸付ということになっています。

こういった状況の中で、対象者がその貸付、この総合支援資金がない前では、生活保護の対象者となっていたような方々も、この貸付のほうに対象者としてなってきたというところで、役割区分のほうが曖昧になってきているような状況もございまして。

これだけ急増してきたことによりまして、生活福祉資金というのは、都道府県社会福祉協議会が実施主体ということではありますが、申請受付の窓口は各市町村社会福祉協議会が担いながら、貸付の審査決定、償還等々につきましては、各都道府県社会福祉協議会が担うということで、一体となって貸付をしているところです。窓口の市町村社会福祉協議会では、もともと民生委員と一体になって、相談をしながら貸付をするということであったのですが、件数が急増している中で、貸付の申請処理に追われてきていたというのが現状でございまして。

また、審査を行う都道府県社会福祉協議会においても、決定処理に時間を要してしまい、10月改正の当初のころには、1か月から2か月もかかってしまうということもありました。今少し件数が落ち着いている中では、1か月以内には大阪府社協でも決定はできている状況にあります。そういった影響が出てきておりまして、ただ、今は落ち着

いてはきてはおりますが、それでも生活課題に対しての相談支援でありますとか、貸付と並行しての継続的な支援というのは、まだまだ困難な状況にはあるというふうに思っています。

また、貧困ビジネス等々の不正申請事案というのも出てきておまして、そのあたりでまた審査にも余計時間がかかるというような側面もございます。また、先ほど離職者支援資金の償還率もお示ししましたが、今後の償還については、そもそも件数が多くなったと。これから徐々に償還が始まる件数というのがどんどん増えてきているわけなんですけれども、それらに対しての償還対策ということも、非常に不安な要因にはなっております。

大阪府社会福祉協議会では、コールセンターで督促の通知のみならず、各償還開始の電話案内であったりとか、焦げ付いた負債については、償還対策班というものを設置しているのですが、なかなか難しい状況でございます。

とりあえず、現状と課題ということで。

(新里) ありがとうございます。制度が変わって、確認しますけれども、基本的に保証人がいる場合については、金利は0%、保証人がない場合でも1.5%ということですね。

(真田) そうですね。もともと3%だったのが、連帯保証人さんがなくても1.5%ということに下がりました。

(新里) それで、真田さんのほうは日々対応に追われているという状況ですけれども、評価する面と、ちょっとおかしいという声も聞こえているようですから、そこらを代表して、今度は日下さんのほうからお話しただけですでしょうか。よろしく願います。

(日下) 広島つくしの会の日下と言います。私の資料は62ページにありますので、参考にさせていただければと思います。

私は、そこに書いていますように、本業と申しますか、生活と健康を守る会で日々相談を受けております。広島つくしの会でも相談を受けているわけですが、この間、この制度について、新たな制度になって、率直な感想を言わせていただければ、まさに今の民主党政権のような、最初は大きな期待をしたのですが、しかし実際に、先ほど言われたように、保証人の問題、それから金利の問題、こういう点では非常に申し込みしやすいというふうに思うのですが、しかし、いざ利用しようと思って申し込みしてみると、本当に使い勝手の悪い部分が一杯出てくると。そういう点でがっかりという感想と、怒りにも思うぐらいの、何でこんなのを通らないのという、そういう実感を日々持っています。

それで、実際に若干利用しやすくなったというのは、最初に広島県社協の申し込み、また決定件数を上げてみましたが、半年間で大体7倍から8倍ぐらいの半年間で申し込みが増えていると。こういう点では若干利用しやすくなったのかなとは思いますが、ただ、

その内訳を見ますと、失業対策の生活支援費だとか、緊急小口が圧倒的に多くて、実際の福祉資金だとか、そういうのは依然としてあまり大きく変化がないという状態です。まだ、貸す姿勢としても、回収ができるかどうかはまずありきと、こういうのを実感しております。

2番目に実例について。良かった面も含めて挙げてみました。 の分は、非常に助かったという部分です。この方は、最近自己破産の申立をされた方なので、そういう方でも実際に利用できるんだなという点では、大いに参考になるんじゃないかなというふうに思っています。

は、30歳代の障害年金を受けている方なんですけど、ヤミ金に追われながら、そちらのほうの支払のために家賃を滞納してしまっただと。そして追い出しを言われたと、こういう人です。そういう中で、福祉資金の申し込みをさせてもらったわけですが、滞納家賃も出していただいたんですね。ただ、後でわかったことは、これはもう本当に制度が始まってすぐの申し込みだったんです。社協のほうも、当然滞納家賃も含まれると思って決定をしたらしいのですが、しかし後からわかったことは、滞納家賃は含まれないということがわかって、その後、私は利用できるものと思って申し込みをしたところを、その後の方はほとんど滞納家賃は含まれないということで拒否されてしまったという、こういう事例です。

滞納家賃を抱えたままで新しいところに転居しても、自立できるはずがありませんので、やはり借入ですから、せめて滞納家賃ぐらい含めたものを融資していただきたいと、こういう思いです。

それから は、生活保護を受けながら広島でお好み焼きをやっている方なんですけど、そこそこ売上もあるわけですね。そういう方が、焼くところのガス漏れが非常にひどくなって、これは危険だと業者からも言われて、改修をするということで、持ち込みをしたわけなんです。自営業者ですからできると思ったんですが、ところが、実際には申し込みは拒否されてしまったと。生活保護ですから、福祉事務所のケースワーカーの意見書も添えて、自立更生のために必要だということの意見書も添えて申し込みしたのですが、理由もわからずに拒否されてしまったということです。

それから は、病気療養をしているわけですが、福祉費の療養中の生計を維持するのに必要な経費ということで申し込みをしたところ、医者の診断書を提出しなさいと。それも1年半以内には治癒すると、こういうことを言われたわけですね。そういうのを医者が書くわけじゃないですよ。それを頑として譲らないということで、実際には本当に利用しにくい制度だなというのを実感しています。

それから3番目、制度の根本的な問題点ということで、他方優先の問題なんですね。特に、教育支援の問題でいえば、借り入れする金額が非常に大きいわけですが、そういう中で、どうしても1.5%だとか、利息がいらぬとか、こういう場合は、こんない制度はありませんよね。他の銀行の教育ローンなんか見てみると、やっぱり3%から

4%なんですね。やはりそういう選択肢を含めてもいいんじゃないかなと。他で借りれなかった場合だけこの制度を利用できると、こういう変わった制度というのは、改善をぜひしていただきたいなと思っています。だから最初からこういう無利子のものを利用できるようにしていただきたいと思います。

それから融資までに1か月半から2か月かかる。先ほど大阪の方が、1か月以内にできるようになったという、うらやましい話ですね。広島ではとてもじゃない、そういうことにはならないのですが、もう少し簡素化をしていただきたいですね。それから3番目には、民生委員が深く関わって、これをいやがる相談者が非常に多いわけです。そういう点でも何とかしてほしいという思いがしています。

それから で、社会福祉協議会が実施機関ですので、申し込みが拒否されても、どこにも何の文句も言えない。そういうことで、理由も示されずにだめだと言われるわけです。だから、本当にイライラ感が募る制度です。

それから として、私たちの周りには生活保護を受けている人が非常に多いわけですが、そういう人が大幅に制限されるわけですね。やはり生活保護を受けている人といえども、先ほどのお好み屋さんの例でもあるように、自立更生していくためには、どうしても突発的なお金の必要性が出てくるわけですね。特に多いのが、私たちが相談受ける中で家電の故障です。使えなくなる。冷蔵庫が使えなくなる。洗濯機が使えなくなる。こういうので非常に困る相談があるわけです。ケースワーカーも非常に困っているわけですね。そういう点で、特に緊急小口資金などが利用できれば、ずいぶん助かるんじゃないかなというふうに私は日々感じています。そういう点でも改善してほしいと思います。

それから6番目なんですが、広島県特有のものかもわかりませんが、厚生労働省からは、借りやすく、かつ貸しやすくという通知が出されているわけですが、依然として広島県の場合は窓口で拒否される例が非常に多いです。だから、私たちもいろんな人から生活相談を受けているわけですが、そういう中で絶望的なものを感じています。ですから、本当に大幅に改善を求めていきたいと思っています。以上です。

(新里) ありがとうございます。聞いてみると、何か、給付でやるべきところが、貸付のほうで流れてしまったり、本当に必要なところに貸付がないというようなお声だったのではないかなというふうに思っています。ここで、研究者の立場から、どのようにお考えなのか、佐藤先生のほうからお願いいたします。

(佐藤) 今、お話を聞いておまして、大きく2つの視点で考える必要があるかと思いました。まず、2009年の総合支援資金の創設。これをどう考えるかですが、1点目は、確かに金利が引き下げられたり、保証人なしでも借入ができるようになったり非常に画期的な改革、改正でした。そして、緊急雇用創成事業という限定的な事業の枠ではありますけれども、人員の確保も図られるという点でも、画期的な改正だったと思います。

ただ、ここで生活福祉資金事業という制度に総合支援資金が創設されて、事業自体がどのように舵をきったかと言いますと、本来、生活保護で対応すべきだった方を貸付で対応する、そういう事態が起こっていないだろうか。むしろ保護の需給抑制に使われてこなかったらどうかということに危惧します。

先日、NHKでクローズアップ現代という番組が放映されました。ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、真田部長もご出演になっておられました。内容は、少しでも迅速に申請書類を回していくために、結果的にはモラルハザードが起きやすいような状態を生んでしまっているという制度の在り方であったり、あるいは、最後に司会の方がおっしゃってたんですが、これだけのお金をつぎ込んで回収できないという可能性が非常に高いんだということをやや総合支援資金に対するネガティブキャンペーンという印象でした。しかし、実際にそれで救われた方がいらっしゃることを思うと、ちょっと一面的な報道だったとは思いますが、やはり生活保護できっちり対応すべき世帯までとりあえず総合支援資金貸付で、という誘導をしてしまう性格があるのではないかと考えています。

2点目ですが、今、日下さんから、生活保護を受給しながらもお好み焼き店を営業して少しでも自立していこう方が店の改装を希望されている、という事例が紹介されました。そういうふうな保護世帯の方が資金を借りて、保護から脱却していこうという、貸付にはこういう性格も持っているわけですね。ですので、生活福祉資金貸付事業には2つの側面、1つには保護の受給抑制、もう1つは被保護世帯の、既に保護を受けている方が保護から脱却できるようなスプリングのような、トランポリンのような機能、これらの2つの機能をもっていると言えます。

総合支援資金に関してはいろいろとまた後ほど山屋さんのほうからもご報告があると思いますが、いい面、悪い面両方あります。では、どこが総合支援資金の目指す着地点なのか考える必要があります。次年度予算がつく、あるいは緊急雇用創出事業で人がつく。では、その先は何をめざすのか。そこが非常に私は危惧するところです。

2000年に公益質屋法、これが廃止になりまして以降、法的に低所得者層が利用できる低金利貸付の法律はありません。今、生活福祉資金貸付事業は通知、通達行政で行われています。だから、ここの自治体ではこうして、あの自治体ではこうしてと、そういうふうなブレも生じているかにも思います。確かに法律というものはできてしまったら、かちとした枠を伴いますが、そのあたりは今の通知行政の中で悪いほうの下ブレを防ぐ面ではプラスの面もある。そのため事業の法制化も考えていく必要があるのではないかと考えています。

ただ、法制化といっても非常に先の長い話なので、後ほど、直近には何が必要かということをご提案したいと思います。

(新里) ありがとうございます。私の問題提起をうまくまとめていただいたのではないかと考えているところでした。それでは、盛岡から相談員の山屋さんに来ていただい

ております。やっぱり盛岡では、消費者行政、多重債務の相談に対しては非常にうまく回っているということが聞かれていましたけれども、この社協の資金を使ったことでも連携をとっている取組があるということでしたので、山屋さん、ご報告お願いします。

(山屋) 盛岡市の消費生活センターの山屋です。今日はよろしくお願ひします。盛岡市では、約20年ぐらい前から、生活再建を視野に入れた多重債務の問題に取り組んできました。皆さんのお手元にある資料では、30ページからになりますので、ご覧ください。

最近のセンターの相談状況ですけれども、毎年相談件数は3,500から4,000件前後です。今年度は昨年4月から先月1月末までは約3,000件。そのうち多重債務や借金相談は1,000件強。全体の約36%です。そして、ヤミ金相談は、毎月平均して1件から3件、全体の0.6%。昨年6月の貸金業法完全施行以降も増えておりません。

さらに、生活再建の相談というのは130件。4.5%です。これらを合わせて全相談の約4割が生活困窮ということで、生活再建の視点をもって相談を受けております。

盛岡市では当消費生活センターと信用生協さん、NPOサポートセンターさん、県社協さん、市社協さんと共同して、暮らしとお金の安心支援事業相談会を行っております。お手元の資料の51ページから53ページをご覧ください。生活不安定の方々の相談窓口、公的支援は複数あって、岩手県内だけで150あるんです。しかしなかなかたどり着きにくいものにもなっていますし、さらに縦割りになっているので、市民にはわかりづらく、場合によってはたらい回しになる可能性もあります。この相談会は、この新しいセーフティネットができたときから定期的に行われています。県社協さん、市社協さん、サポートセンターの方、当センターの担当者が集まって聴き取りをして、その方にとって一番いい方法、有効な支援の説明、受付、申し込みを行います。相談担当者が集まるということで顔の見える関係ができるのです。例えば岩手県の社協さんから聞いたお話なんですけど、1世帯当たりの借入件数、生活福祉資金が多い県に岩手は入っています。1世帯当たりの資金借入金額が多い県にも岩手は入っています。そして償還率が一番高いのも岩手になっているんだそうです。

これってどうしてだろうねって相談会のとときに担当者同士で話しました。そのときに一番有効なのは、先ほどから出ていますが、相談のとときに民生委員さんが同席されるケースが多いということなんですね。でも、民生委員さんといっても、やはり民生委員がいていいときと、いてほしくないという方もいらっしゃいますので、やはりこれからは民生委員さんの在り方とかレベルということも考えなければならぬのかなとも思いますし、さらに地域性もあると思います。返済できなくなった時困った時「どうしたらいいの?」と話せる関係作り、相談体制が大切です。

この相談会のように一人一人の相談者の案件に対して、どの制度が使えるかというのを顔を見ながら、関係機関の人たちが話し合えるということは、とても有効なことなので

はないかなと思っています。

例えば社協さんにつながっても、要件に該当しなければ、そのときには信用生協さんに相談することができます。ブラックになっていたり、あと返済能力があって、生活再建の見込みがある方で、一番多い相談は、車検費用なんですね。岩手は、土地がとても広い地域ですし、どんな家庭でも車は必需品になっています。生活保護受給のときも、ここが一番検討するときのネックになるんですけれども、そういうときに社協さんでは借入できないので、じゃあこの件では信用生協さんに相談してみようかとかという手順が踏めるんですね。ということは、盛岡の場合は、利用できるツールが多い。ということは、生活再建できる可能性も高くなるということなんじゃないかなと思っています。

そして、あとはこの消費生活相談の窓口の相談員は、悪質商法の取組もそうなんですけれども、まずは両方、消費者教育とか、出前講座などの被害予防、そして被害救済、再発防止の3つの観点から物事をとらえています。生活再建の相談も同じです。皆さんの資料の49ページをご覧ください。ここに当センターがまとめた多重債務問題改善プログラムにおける市町村が取り組むべき課題というのが書いてあって、2番目に、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供とあります。ということは、借金相談を受けたときに、私たちがやらなければならないことは、弁護士さんにつなげるだけではなくて、きちんとこういったものにも取り組みましょうというふうに言われています。今日皆さんに問題提起したいなと思ったのは、他の自治体ではこういう貸付のこと、公的扶助のこととかをどのように、どういうところに連携させて、多重債務の相談者の相談を聞いているのかなと。どの程度まで消費者行政のほうで皆さんやっているのかなというのが、知りたいなと思っていました。

あとは、また後ほどお話しさせていただきます。

(新里) 今消費生活センターのほうで、いわゆる多重債務相談をしながら、関係機関と連携をする体制ができています。関係機関の中でその人のためのベストの選択をどうするのかというところを考えながらしていると。それから消費生活相談の今出ましたのは、要望とか再発防止とかいろんなこと、ですから単に融資をしたその事後のことについてまで目配りができていると。ちょっと出た中で、通常お金を借りたんだから、返さなければならぬ。だけど、返せなくなったときにどうなるのかなと。そのときに実は返せないんだよね、どうしようかという相談ができているところが、うまくいっていることなのかと、そんな気もしました。

荒川さん、お聞きして、セーフティネット全部を厚労省のここに押しつける気はないし、金融庁の方も今日はいらしているところですので、押しつけることではないとしても、今いろんなお話があった中で感じられたところ、そこをちょっとお話しただけですでしょうか。

(荒川) 先ほどの講演の中で大体言ってしまったわけですが、確かにわれわれ福祉の現場ですので、困っている人を助けるということを経験感として行っているわけ

でございますが、先ほど佐藤さんも大阪の報道の話をされましたが、やっぱり片や納税者がいるから、この1,200億というお金も使えるわけでございます。ですから、一定の返済といういわゆる権利だけではなくて、義務もやはりある程度は必要かなと思います。

今日、一切触れられていないのですが、自立計画書というのを提出させるんですね。これが実態論とすると念書みたいになってしまったんですね。つまり、働いた暁には返済しますよと。だから貸してくださいねみたいな念書みたいな方式なんですね。ですから、そうではなくて、やはりいつまでに、何をどこまでするのかという、いわゆる意欲とか意思、つまり見えないものを判断していくわけですので、昔みたいに所得証明だとか住民票だとか、見えるものを審査して決定で判断するわけではございませんので、まさに要は稼働年齢層であるならば、いわゆる意欲、意思を自立計画書に落としもらって、それでみんなはどうやってこの人を助けていくのかと、そういう取組が先ほど岩手からもありましたように、福祉だけではなくて、消費者行政、私も自治体に出ていた経験があるのですが、霞ヶ関も縦割りなのですが、末端に行けば行くほど変な縦割りがあるんですね。ですから、例えば自治体では弁護士の法律相談があります、消費者行政の相談もあります。福祉は常態化して福祉事務所だと、窓口はあるんですが、ここが一体となって相談相手になっていませんので、結果的にパーソナルサポートだとか、いわゆる相談の一元化、こうしたものがなかなか不十分であるというふうに考えてございます。

ですから、そういう形で相手方にも自立支援計画書、提供する側もやっぱりチームアプローチで、先ほどの話ではないのですが、みんな考えて、何をこの人に支援すべきかというものが一番理想であるし、将来的にはやはり成年後見みたいな話も考える必要があろうかと思えます。弁護士先生の方々がほとんどだと思えますので、団塊の世代が2015年に、元気な高齢者が地域に戻ってくるわけですね。ですから、確実な、村上先生みたいな本当篤志家の弁護士さんがチーフでいてくれて、鵜と鵜匠の関係で、鵜のところはいわゆる市民活動を提唱すると。そういう人がいわゆるパーソナルサポートで、その人に伴走型で自立するまで見届けると。民生委員を決して否定するわけではないのですが、一方で民生委員も高齢化している問題がある。いわゆる支援のノウハウがない。いわゆる住民票を持っている人に自営業者の相談というメンタルヘルスは得意技かもしれませんが、いわゆる総合支援資金、多重債務者というのは、その地域のなじみのない方々が多数でございます。ですから、民生委員がなかなか近寄れないという問題がございます。ですから、そこはいわゆる10年、20年後みたいな話をして、雲をつかむような話になるわけでございますが、せっかくこういう基金が国民のほうに考える手段として落とされたわけでございますので、ここは他職種共同、つまり弁護士、司法書士、福祉の現場は他職種共同の中でチームアプローチで考えていく必要があるのではないかと。

今日、富士宮の話をしましたが、消費者相談のところは富士宮はまだまだこれからな

んですが、いわゆる福祉のところは、一体化して伴走型で相談するという体制をしっかりと取り組んでいるという放映がなされるわけでございますので、そんな、実はテレビを見ていただくとイメージが付きやすいのですが、私は先ほど申し上げましたように、いわゆる入口の相談機能の一元化と、出口のところは自立支援の伴走型支援と、こういうもの一対となったスキームができればいいと。

最後に申し上げますが、都道府県の悪口になってしまうのかもしれませんが、いわゆる3分の1、3分の2の原資の負担率がございまして、事務費というのは折半なんです。つまり国が100%事務費をつけているわけではございません。大阪府も大阪府の拠出が50%。事務費に関してでございますが、国が50%。つまり間接補助なんです。つまり、間接補助というのは、都道府県が拠出する。都道府県が100万円出しますよといったら国も100万円。都合200万円という事務形態のことを間接補助と言いますが、なかなか売れないという、例えばこれからの議論になってくるんだと思うんですけれども、事務執行体制が不十分だという意見もございまして。国が用意していても、都道府県が拠出してくれないと、お付き合いできないんですね。ですから、もう少しそういう形の皆さんのほうからもオンブズパーソンの監視をいただいて、何で足りないのか。どこをどうすればいいのかということを指摘していただくと、建設的な意見につながるのではないかとということで拝聴させていただきました。

(新里) どうもありがとうございました。パネリストの方には、もう一度ご発言していただきたいと思っておりますけれども、会場にセーフティネット貸付という形で取り組んでいらっしゃるグリーンコープ福岡のAさんがいらしています。Aさんのほうでは、フランスのほうに行って調査もされているということがありますので、ちょっと発言していただいて、さらに入口のところを詰めていければなと思っております。よろしくお願いたします。

(グリーンコープ福岡・A職員) こんにちは。グリーンコープのAです。私たちのところ、先月までのところで709人の貸付を進めてきているんですが、これまで返済が滞りがちで毎月家庭管理指導などで面談を繰り返さないといけないという人は、11%ぐらいです。そのうち、4%ぐらいの方が、ちょっと返済不能状態で、今一旦請求等を止めているというような様子です。

先ほど、生活福祉資金の償還率が55%というふうに、資料の57ページで紹介されていたんですが、これを見て、私たちというのはよく頑張っているんだなというふうに改めて、自分たちで評価をしていたところです。そうはいつでも、最近では相談現場結構厳しくなっていますので、今日相談現場の相談員のほうが、日々相談と貸付で奮闘していますBという相談員が来ていますので、ちょっと代わって発言をさせていただきたいと思えます。

(新里) では、Bさん、お願いいたします。

(グリーンコープ福岡・B相談員) 2007年の4月から相談員をしておりますBと申

します。今、Aのほうから少し説明がありましたが、今年に限って言えば、1月までに1,723人の方との面談を行って、265件の貸付をしています。そのうち79%、8割の方は、債務整理を行って事故情報に流れた方への貸付になっています。今の全体の状況なんですけど、今年4月から県との共同事業になったグリーンコープ熊本では、新聞テレビとかでも大々的に報道されたこともあって、昨年比140%の相談件数と貸付件数も前年比の2倍に増えています。

私たちが今面談している、借金の整理だけの方もいらっしゃるんですが、そもそも貸付希望でお出でになっている方が、昨年が69%だったのが、今年が86%と大きく増えている状況になっています。

最近の傾向としては、先ほどもありましたが、貸し付けした方の中からなかなか返済困難な方が増えてきています。私たち貸し付けした場合、返済がなかなか困難になった場合は、何とか定期面談を繰り返しながら、少しずつでも返済できる金額を相談しながら決めていくという状況になっているのですが、昨今の社会状況のことで、皆さんもちろんよくご存じだと思いますが、貸し付けしたときは仕事をしていても、返済期間中の倒産とか失業が実際に起こってきて、そうなれば、収入が大きく減ってしまうという状況が起こっています。

そもそも相談にお出でになる方の多くは、奥様がパートであって、ご主人は契約社員のご夫婦も非常に多くて、これだけの雇用不安が広がっている中では、本当に返済できるのかとか、3年間で貸し付けた場合、3年間収入は大丈夫だろうかということで、かなり不安定な状況をお持ちの方については、本来貸し付けした後、3か月ごとの定期面談というか、家計表を持ってきていただいて、面談を重ねていくのですが、不安定な方について言えば、3か月と言わず、毎月来てくださいというふうをお願いをして、何とか都合を付けて、様子を聞くというようなことをしていますが、それでもやっぱり私たちは本当に戻ってくるのかということで、なかなか滞りがちな方が増えているので、どうしようかということで思い悩むところになっています。

先ほどありましたが、そういう状況の中で、昨年12月に2回目のフランス調査報告に私も行かせていただきました。カラーチラシで少し大きめの2つ折りの紙をご覧いただいたらいいかと思うのですが、赤で生活者に寄り添い支援する銀行というところで、今年の2回目の調査は、実際貸付の現場をしている銀行と生活困窮者、銀行と手を組んで支えているNPOの取組の現場を見てきました。フランスでとにかく一番大きなところは、2番目のところにありますが、国と銀行が基盤のマイクロクレジットというところで、2008年のフランスでは、国庫負担50%、銀行というか金融機関の負担50%の資金を拠出して、社会団結資金というのを設立して、セーフティネット貸付で発生する不良債権に対処するというきちんと国としての方針が出されています。そういうふうな制度が日本にももちろんあればいいのになというのを実感して戻ってはきたのですが、今の日本の状況で、こういうような制度をすぐにつくりだすというのは、なかなか早

急をお願いをしても、何年もかかるというのは目に見えていますので、そうであれば、ぜひ、せっかく去年から実際に国のほうがされている生活福祉資金という制度もありますので、そういうところにこれまで実際に私たちのように相談態勢をきちんと整えて既実績を積み重ねている団体にも、ぜひその取組に参加させていただきたいと思っております。

先ほど、相談員の少しストレスを感じながら貸付をするというふうにしていますが、そういうふうな窓口にも参加させていただければ、少しは先々のリスクを思い悩まずに貸付をして、困難な方々へも少しでも手助けになればというふうに考えています。

(新里) ありがとうございます。このフランスの調査の件ですけれども、NPOのところと連携をして、それできちんとした家計管理指導等をするという仕組みの中で、セーフティネット貸付ができているようだということのようです。それから、今きちんと相談態勢をしながら貸付をしている。そういうところにさらに協力させていただけないだろうか。例えば、地域のモデル事業とか、そういうふうな格好で地域できちんとやっているところを進めるような取組というのは、この種のことでは考えられないことですかね、荒川さん。

(荒川) 個人的にグリーンコープには相当期待しているんですね。やっぱり先ほど来からもありますように、やはり私は、この地域主権にこだわるわけではございませんが、やはり責任を持つところは末端の基礎自治体を持つべきだという持論がございます。こんなことを言うと、地方自治体から大反発を受けるとは思うのですが、あえて覚悟をもって言うと、その中でいわゆる社協もあり、生協もあり、いろんな主体がみんなで考えるということであるならば、新しい公共につながってくるので、これは真田さんだつて是と言うはずですよ。

やはり社協自体も、公益性を持つ社会福祉法人格を持つわけです。税制優遇も、当然生協も社会福祉法人も受けているわけでございますので、当然社会貢献というのは、民間企業以上のものが求められる。そういう過渡期に来ていることでもありますので、その中にやはりみんなで支えるツールが、いろんなサービス主体の中で共同してやっていくということは、私は理に適った時代の方向性になると考えてございます。つまり身近なところに権限がないと、人を助けられないわけですね。ですから、そういうところで国は何をすべきか。つまり、国とすると、金融庁の方もこられておりますが、この制度を導入するときに保証協会の話も相当財務省とやりました。702億円のうちの360億円というのは、実は保証協会が付けられないので、貸倒引当部分なんですね。将来20年返すといったときに返せない人が出てくるだろうと。それは民間金融機関であるならば、保証協会が面倒見てもらうわけなんですけど、そのスキームを導入しようとしたんですが、なかなか税金が100%なんで、それはできないと言われて、見返りとして財務省がそういう予算を付けていただいております。

あと、法務省が来ておりませんが、サービサーの話もこれ1つ大きな問題なんですね。

いわゆる債権取り立てがあるから、結果的に貸し渋ってしまう。貸し渋りはしているとは思っていませんが、結果的に債権債務の話で、将来20年間返すといったときに、だれが責任とるのか。そんなのは社協にもたせてもらっては困るということは、われわれも十分承知しておるのですが、法務省も政令一本変えていただければ、実は社協にもサービサー付けられるわけですね。そういう政府一体となって、そのために押しつけるのではなくて、制度全体も生活福祉にもう一回着目した形でスキームを考え直すということは、国の責務としてやっていかなければならないと。それを合わせた形で考えたらどうかかなということ、ちょっと即興でございますが、考えついたことを述べさせていただきます。

(新里) ありがとうございます。突然発言いただいて、少し先へ進めたような気がします。基礎自治体のところにそういう人を支援するような仕組みをどうみんなで作っていくかということが課題で、そんな中から今回の融資制度を法的にさらに改善していく視点があるのかなというふうに思いました。こんなところで会場に、聖学院大学の柴田先生がいらしていますので、金融論ということでございますので、何かサジェスチョンいただければなと思いますけれど。

(柴田) 発言の機会ありがとうございます。5分程度ということで。セーフティネット貸付というのは、従来貸せない人に何とか貸すシステムということで、いろんな貸出要件を緩和してきて、予算を付けてということですが、それじゃあうまく機能しないから相談システムということになるのですが、ここではとりあえず貸付回収の問題に絞ってお話したいのですが、貸せない人に貸すというシステムは、実はあるわけですね。それどころか、通常貸せない人に喜んで貸すシステムがあるわけですね。それがサラ金システム。なぜそれが成り立つのかというと、高金利であり、過剰な貸付であり、いい加減な審査ですから、過酷な取り立てという形になるわけですね。そこで新里先生が大活躍ということになるわけですね。そういう多重債務の問題につながってしまう。じゃあ最後の過酷な取り立てというところをはずすとどうなるかということ、片方で償還率が25%という問題が出るわけですね。それで税金投入していいのかという問題意識が出てくると。

そのときに、じゃあこの問題をどう考えたらいいのかというふうに問題を立てた場合、この貸付回収システムでやってはいけないこと。あるいはやるべきことというのは、僕は日下さんの話に尽きると思うんですね。皆さん、64ページをちょっと開いていただきたいのですが、事前の打ち合わせでも大変示唆に富むいろんな話をお伺いしたんですけども、このところで、申込みをしても却下されてしまうと。つまり、どんな人を連れていけばいいのか。実際連れていって、申し込んでみないと結果が見えないという、大変なコンフリクトが生じてしまう。お互いロス。じゃあどういうところを直せばいいのか。どういうところを生活改善したり、あるいは個人貸しとか、あるいは親戚の援助を得て、どういうふうに申請したらいいのかということ、このいわゆる一切却下

の理由も説明しないということでは、イノベーションできないわけですね、お互い。これ一番の問題なわけですね。アメリカではトゥルース・イン・レンディング・アクトというのがあって、これ住宅ローンですけれども、却下した場合、本人の申請がある場合は、その却下の理由を教えなければいけないという規定があるわけですね、法律上の。私は、見ていて、はっきり言ってプアな審査をやっているところほど、情報開示しないんです。自信がないから。審査に自信があったら、これこれだめですよ、だからこういうふうに改善してくださいという話があってしかるべきなんですね。それがこの貸付レンディングの1つの大きなポイントになるわけです。

だから私はとりあえず、この4のところ、内規でもいいですから、なぜ貸せないのか。当事者が申請してくれる限りは、やはりその人に対してあなたはこの点で問題があるから、うちのシステムでは貸せませんよ。そういうところを改善してください。あるいはその手伝いをまわりの人がしてください。そういうふうなことがあってはじめて貸付側もイノベーションできるし、それを援助する側も、じゃあこういうふうに対応して、申請の仕方をこういうふうに変えましょうということが成り立つので、ですから、をまず解決してほしいと。そうじゃないと、サラ金みたいな、あれはセーフティネット貸付じゃなくて、デンジャラス貸付ですね。まさにデンジャラス貸付がはびこってしまうわけですね。そういう、お互いフラストレーションがたまらないで、もちろんこれは税金でやりますから、貸せる貸せないという話があるわけですよ。すべて申請者がいたら貸しなさいといたら、これはチャリティーなり、あるいは生活保護の問題のほうに、給付の問題になっちゃうわけですね。貸付である限りある程度制限があるんだけど、じゃあその制限は何かというのをまさしく可視化していくと。お互い見える関係にして、イノベーションしていくと。まずそこから1つ提案するというか、お考えいただきたいと思います。以上です。

(新里) ありがとうございます。そうですね。説明しているところに、だめなんだよねと言われると、本当に、何がだめなんですかと言いたい。そこをきちんとやって、じゃあ他に何かあるんですかといったときに、他に回していただく。そういうサポートの仕組みが必要なのかなと。今、極めて示唆に富むお話をいただきましたが、では、もう一回パネリストの方に戻して、そして今柴田先生のほうから出ましたけれども、真田さんのあたりから、今7時38分で、ここ8時終了厳守という予定をしておりますので、はじめ3分と思いましたが、もう少しいいかもしれませんので、3、4分で少し、今のお話も含めて、それから会場の話、それから今までのお話をまとめるような形でお話しいただければ助かりますけれども、お願いします。

(真田) 大阪府社協では、十分ではないかもしれないですけど、一方で不正申請事案というのが出てきている中で、貧困ビジネスというものも出てきており、書面をきっちりと見るということとか、あとインターネット等でその前事業所、離職されたときの事業所ですが、こういったものを確認したり、実際に訪問して現地を確認したりといった

ようなことも当然しています。すべての件数についてしているかと言われると、そうではないですが、書面審査の中で疑わしい件については、そういったことをしています。

ただ、もともと貸付生活保護資金、総合支援資金を借りておられる方というのは、きちんとした事業所というところの方は、なかなか少ないのが実情なんです。だからわれわれはきちんとした書面資料というのはなくても、何とか振込をされている通帳の中からその事業所の名前があって、その給与という形で月々振り込まれておられれば、仕事をされていたんだとか、ある月で給与振込の通帳記入が止まっていたら、この月から離職をしたのだらうと推測したりしています。でも、これ本当は離職したのかどうかはわからないですよ、給与の振込口座を変えたから途中で止まっていたのかも知れないのですけれど、でも辞めたんだと。そういうことも勘案しながら、審査のほうはやってはいるつもりです。ですが、なかなか貧困ビジネス等々、不正事案の件数もなかなか減らない中で、また先ほど、理由を言わないと。確かに府社協では、審査の結果の理由というのは言わないことにしています。それは、この後ちょっとお話ししようと思っていますが、そういった相談支援をしてくれる、一緒に連携して支援のできる体制があれば、もしかしたらそういったこともできるのかもしれない、けれど、場合によれば付き添ってきている支援者の方が、貧困ビジネスの方かもしれない。窓口では本当にわからないです。貸付のそういったこちらが危惧している理由を話せば、それを補うような形でまた話を持ってくる。いつまでいっても、貸付の決定を下せないということにもなります。ですので、最初の申請の段階で申し訳ないですけども、結果については申し上げられませんということを伝えた上で、審査申請をさせていただいているのが実情であります。ですから、そこを一緒に支援する体制の中で、一緒に貸付を進めることができれば、非常にわれわれとしてもありがたいというふうには思っています。

資料のほうをちょっと用意しているので、ちょっと簡単にご紹介しておきます。58ページになります。先ほど、最初のお話の中で、対象要件が拡大しているところを図示をしているところです。もともと生活資金というのは低所得の方、そういった課題を抱える方々に対する支援であるという目的と、ただ、やはり償還ということを考えなければならない。償還の見込みというものも判断しなければならない。その下にある図というのは、償還の見込みという横軸と支援の必要度合いということの縦軸の中で、これ見ていただくと、必要度合いが高い人ほど償還の見込みというのは低くなってしまおうと。でも貸付をしていくというところで、かなり微妙な範疇の中で貸付をしていくというのが、もともとの生活福祉資金であったかと思えます。それが今回、対象要件が広がって、それに見合った体制というのは、なかなかとれていないというのが実情なのかというところです。その下の図、ちょっとコピーして黒くなっちゃったんですけど、濃い部分が生活保護というふうには書いています。若干薄い部分が総合支援資金貸付というふうには書いています。総合支援資金の対象要件、制度要綱上は、ここすべて濃い部分も含めて対象要件には入っています。入っていますが、横軸と縦軸で見ていただきまし

て、住居を喪失している、家賃を滞納している、公共料金を滞納している、だから総合支援資金を貸さないということではないんですけれど、こういった方々、あるいは前職が不安定、高齢、傷病等があるという方々、60歳を超えている方、あるいはもともとの前収自体が5万、6万という方々であったりとか、あるいは債務も十何万という債務になってきているという方に、月に15万の貸付をして生活ができるのかという話も出てきて、どうしても貸付ができないということにはなってくるわけです。

本来こういった部分を対象要件に対して貸付で支援する部分と、給付、一時的でもあってもいいので、給付で対応する部分というのは、ある程度役割区分というのは、整理をしたほうがいいのではないかとはいっています。

われわれも、もともと償還の見込みの低い人に対して貸付をします。その貸付の担保というのが、私は継続的な相談支援。相談支援をすることで、その償還の担保のもともとの低い人の償還の可能性というのを高めていく。われわれサラ金じゃないので、そんなきつい取り立てというのはできないので、その代わりとして継続的な相談支援というのをやっていくということが、生活福祉資金の目指すべき方向なんだろうと、それは私も強く思っています。

ただ、社会福祉協議会ですべてができるとは思ってはいなくて、例えば総合支援資金、失業者に向けての支援であれば、先ほども言いましたように、給付ということであれば生活保護であったり、あるいは雇用ということであればハローワークということと連携しながらということにはなりましょうし、NPO法人の方々とも連携をしながら、あるいは大阪府の社会福祉協議会では、老人施設部会と一緒にあって、老人施設の社会福祉法人の方々がお金を出して、現物での給付にはなりますが、上限10万円の中で、こういった貸付もなかなか受けられない、あるいは貸付を受けるまでの間であったり、あるいは生活保護を受けるまでの間であったり、生活保護を受けていても、生活保護の対象にはならないけれど、必要なものが出てきたりといったときに、そういったものを現物で給付するというのもやっています。大阪は結構自由にさせていただいているのかなというふうには思っているのですが、そういったことも併せて他機関とも連携しながら、そういった体制を作るというのは社協も望むところですし、そういった体制を組んでいくようになっていければと思っています。

(新里) ありがとうございます。もう1点だけ、短くていいんですけれど、大阪の社協さん、非常に全国的に熱心にやられていると思うんですが、そのマインドというんですか、どこにそんなに頑張られているところがあるのかなと。急に振ってすみませんけれども、非常に熱心にやられているのは、データのにも、ファンドつくっているところも明らかなものですから、どうしてこんな思いでやっているんだというのがあればというところで、すみません、急に振りました。

(真田) どうでしょうね。ちょっとわからないですけど。社会福祉法人の老人施設部会との共同のというのは、もともと老人施設部会の事務局が、これはどこの社協も大概

やっていると思うんですが、その結びつきというのは、かなり大阪府社協の場合は強いのかなとは思っています。ですので、公益法人改革が出てきた中で、一緒に社会福祉法人のあるべき姿を考えそういったことを行ってきました。

(新里) ありがとうございます。では次に日下さん、お願いします。

(日下) 私は、先ほど来、荒川さんなどがお話しされているように、各地方で貸付できるような、そういう意味なのかどうかちょっとわかりませんが、そうなればいいということをお聞きしたんですが、私少し前に県社協の課長さんと話し合いをしたことがあって、そのときに、なぜ今の時期に県社協に全部集中して審査決定するのか。こういうことを疑問を言われたし、私もそう思いました。本当におかしいと。審査にかかる期間の問題もあるし、やっぱり見えないんですね。申し込みしている人が見えない。県社協のほうは。私らは、広島市の場合で言えば区ですよ、窓口が。ですから区社協のほうに行って申し込みをして、いろんなことを質問するわけです。その度にわからないんですね。全然決定権がないものですから。その都度県社協に問い合わせするんですね。だからイライラするんですね。かわいそうになるわけです。ですから、それぞれの社協の職員も非常に困るわけですよ。ですから私は、できるところはそれぞれの市区町村の社協で審査決定権を持つ、こういう制度の改善が早急に求められるのではないかなと思うんです。ですから、私たちは毎日相談を受けて、何も最初から返さないということを前提に相談を受けているわけではないんですね。その人の生活をずっと聞いて、この制度が使えるのではないかということで申し込みます。すると先ほど言ったように、理由も示さず断られてしまうわけです。本人もがっかりするし、こちらも意欲を失うし、本当にどうなっているんだという怒りもわいてくるし、そういう点でやっぱりそれぞれの社協の職員の皆さんと一緒に、本当に改善を求めていくということが必要じゃないかというふうに思っています。以上です。

(新里) ありがとうございます。それでは佐藤さん、お願いします。

(佐藤) 日下さんのお話とも重なりますが、先ほど荒川さんが指摘された償還を確実にする仕組みといいですか、償還に対するインセンティブのあり方を考えないといけないと思っています。例えば、技術的には1つには信用保証協会の創設、これはいろいろ議論があって、今回の資金改正では実らなかったのですが、真田部長からお聞きしていますが、分には、県外に転出してしまうと、もうあと住居不明になってしまうということはありませんか。

(真田) それはいいです。

(佐藤) 総合支援資金はありませんか。

(真田) 追いかけますよ。

(佐藤) そうでしたか。あるところでお聞きしたのですが、督促状が宛先不明で戻ってきてしまう、そういったこともあるので、全国的な信用保証制度の創設を考えないといけないということと、また、金融サービサー法の適用、これは少し慎重に検討する必要

があると思います。ただ、償還を確実にする仕組みを技術的に考えていかないといけないと考えています。

もう1点としては、これも実は償還を確実にする仕組みですけども、一体、貸付にとって必要な相談支援とは何かということです。先ほど、日下さんが相談活動の中で、その方の生活の悩みを聞いていて、決して借受金を償還しないつもりで一緒に相談に行くわけではないと。あくまで貸付することが、その人の生活再建に役立つから相談に行くというふうにおっしゃっていたんですが、その相談を受ける側にも明確な姿勢があると思います。例えば、グリーンコープふくおかさんもそうですし、岩手県の信用生協さんもそうですが、どんなふうにしたら貸してあげられるのか、どうやったら返せるようにしてあげられるのか。相談員の力量って本当に高いと思っています。そういう相談員の養成を社協でも、今後は研修などで意図的に打っていかないといけないと思います。なかなか現場の方はお忙しくて、そこまではとてもできないという現状とは思いますが。

また、償還指導の仕組みに話を戻しますと、貸付と償還が担当機関でバラバラにされているわけです。市町村社協で貸付相談、そして都道府県社協のレベルで償還に向けての取組がなされている。そうすると、なかなかうまく動きづらかったり、あるいは連絡が悪かったり、償還は都道府県社協の仕事だとか、そういうふう考えている市町村社協の担当者も居られたり、相談と貸付そして償還をスムーズにつないで償還を確実にする仕組みを考えていく必要があるかと思っています。以上です。

(新里) ありがとうございます。次、山屋さん、お願いします。

(山屋) 様々なセーフティネット貸付、公的扶助が本当に支援の必要な人たちのところに届いているのかなというのは、いつも相談を受けていて思うことなんですね。いくら相談受けるこちら側の体制を強化しても、相談者が来てくれなければ意味がないということも思っています。一生懸命いろんな思いをして相談される方は、本当にぎりぎりの状態になっていらっしゃると思いますので、生活保護につながなければならない方がとても多いです。そういう窓口の受け方もとても大事だと思うんですが、やっぱりただ来てくれるのを待っているだけということにもすごくもどかしさを感じるんですね。そういう生活の窓口の相談員ってあまり外に出れないんですよ。でも、盛岡市のセンターの場合は裁判所にも行くし、弁護士事務所にも行くんですが、最近は特に社協さんのところは一緒に行きます。せめてそれぐらいなんですね。でも、本当にその人の生活を考えたりこれからのことを考えたら、私個人的な私見になってしまって、後で所長に怒られるかもしれないんですが、ハローワークだとか、仕事探しだとか、アパート探しだとか、そういうところにも本当に一緒に行きたいなとか思うことが結構あります。結局待っているしかないんです。中には途中で踏ん張れない人もやっぱりいるんですね。強い人だけじゃないというのがわかるので、やはり消費の窓口だけで全部できるとは思わないし、消費の窓口も今混沌としていて、権限もなければ、財政措置も終わってしまうような残念な状況になっているんですけども、とにかくそこをつなぐ人とか手段、体制がやはりきちんとし

てほしいし、できていくべきと思うので、きちんとつなげるための手段というのがこう  
いう施策と同じくらい重要なものじゃないかなと思っています。

多分現場にいる人たちはわかっていると思うんですが、まだまだ借金問題とか生活困  
窮で苦しんでいる人たちはとても多いはずで。声が聞こえればきっと町中にあふれて  
いると思っています。岩手は残念なことに、もしかしたら自殺率が今度日本一になりそ  
うです。現場はいつも戦争です。なので待ったなしなんです。待ったなしなので、そ  
ういう仕組みづくりが早急に行われるように、使い勝手のいい制度になればいいと思っ  
ています。以上です。

(新里) ありがとうございます。では荒川さん。

(荒川) ちょっと大阪府社協のこの前の福祉ネットワークは、報道の自由もありますの  
で、私も何とも言えないのですが、ただ、あんなデタラメを大阪府社協はやっているは  
ずございませんので、ちょっと勘違いなさないようにしていただきたいと思います。

1点だけ、私は公務員とか立場を忘れて、ゼネレーションでこういう問題を考えてい  
くというスタンスでいつも登壇させていただいております。やはり汲々で消費税もあげ  
なければいけないという現実が差し迫っていて、日本はこれからずっと続いていくわけ  
ですので、せっかくのチャンスを与えられたのではないかなと。それがいわゆる主権在  
民の根幹である問題提起が現場のほうに落とされたのではないかと。やっぱり公務員だ  
からとか、市民だとか、そういうことを垣根を越えた形でみんなで考えていくというツ  
ールとして成長することを期待しておりますし、建設的な意見であるならば、どんど  
国民の声としてお寄せいただければ、われわれも考えられることは考えていきたいと思  
いますので、ぜひ今後ともご支援をいただきたいということを最後に申し上げたいと思  
います。本日はありがとうございます。

(新里) ありがとうございます。最後のまとめということで、今日は閉会の挨拶も特  
段予定してなくて、私のところでまとめをするということになっております。

本日は、セーフティネットをどうするのかという前提として、まずは貸金法改正はど  
うだったのかということをごみんなで確認できたのではないかと。マスコミ報道等といわれ  
るようなヤミ金が本当に跋扈しているとか、そういう状況はデータの的にないのではな  
いかと。被害がないとはいいいません。ただ、跋扈してどうにもならんというところには  
なっていないという、やっぱり完全施行のやっぱりいい面が一定出ているのではないか  
ということをごデータを的に確認できたと私は思っております。

それからセーフティネットについて、非常に期待が高い。その中で全部が社協さんの  
生活資金の貸付制度だけに頼っていいのかということをごいただきますけれども、国全体と  
して今できている、そして予算化もされていることからすると、ここの充実というのは  
必ず必要になってきている。お金は来ているんだけど、実際貸してはいけない人に  
貸したり、借りられない人が出てしまっているというところをどう整理していくかとい  
う関係からすると、やはりサポートの体制が極めて重要だと。しかもそれが顔の見える

ものでなければならない。その意味では、基礎自治体のほうにどうやって融資制度とサポート体制のところを落としていけるのかどうか、いわゆる顔の見える貸付ということにつながるのではないかと。その意味では今の県社協で検査をしている。顔が見えないところに問題があって、そこをどう改善していくかというのが課題になっているというふうに思いました。

例えば貸さない場合に理由を付すべきだという形でも、その中ではやはりサポート体制がきちんとできている中では理由は出しやすいけれどということですから、その体制をどうすべきかというのが課題で、今うまくいっているところをサポートして、例えばモデル事業として位置付けて進めるとか、また日弁連の意見書の中で出てきますけれども、特に償還率が低いということは、社会的にも非難のことになる。やっぱり償還率をどうやって高めるのか。取り立てをきちんとやれというだけではすまないとする、そのサポートする体制をつくっていかない限り、償還率が上がっていかないのではないかと。それもまさしくセーフティネット貸付になるのではないかなというふうに感じたところでございました。

今日は、100人を超える皆さんに参加いただきました。会場の方には、こちらから一方的にお伝えするという格好になったかもしれませんが、省庁の担当課長等にも来ていただいて、現場で取り組んでいる方にも貴重なご意見をいただきました。これがさらに日本のセーフティネットの貸付の充実につながる機会になればということで、最後まとめさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。パネリストの方に感謝の拍手をいただければと思います。どうもありがとうございました。

これをもちまして、今日の閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。

(終了)